（様式第１号）

設計図書等交付請求書及び秘密保持誓約書

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

大阪はびきの医療センター　院長　様

申請者名

（共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表構成員名を合わせて記入すること）

所　 在 　地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（大阪府建設工事入札参加登録番号　　　　　　　　　　　　）

大阪はびきの医療センター旧病棟他撤去その他工事に係る一般競争入札について、秘密保持事項に誓約した上で、設計図書等の交付を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 部署 |  |
| 連絡責任者の  役職・氏名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| メールアドレス |  |

※１　入札に参加を希望する企業は、本請求書を提出し、設計図書等の交付を受けることができる。

※２　当該請求書を提出しない場合は入札参加資格審査の結果により適格と通知する際に設計図書等を

交付する。

※３　当該入札に参加する場合は、別途、入札書等の提出が必要である。

※４　本書と併せて最新の大阪府建設工事一般競争入札（特定調達）参加資格審査結果の写し、経営規模

等評価結果通知書・総合評定値が分かるものの複写を添付すること。

※５　秘密保持誓約書にかかる内容については裏面に続く。

秘密保持誓約書

当社（特定JVの場合はその構成員のすべてを含む。また、協力事務所も含む。）は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センターにおける大阪はびきの医療センター旧病棟他撤去その他工事に係る一般競争入札（以下、「本入札」とする。）に際し、貴センターより設計図書等の交付を受けるにあたり、下記秘密保持事項に従うことを誓約いたします。

記

（情報の定義）

第１条　本入札において設計図書等に含まれる情報（以下、本件情報とする。）とは、口頭、書面、電子媒体（電子メール等）その他の開示方法を問わず、貴センターが当社に開示する一切の情報とします。

（対象外の情報）

第２条　前条の定めにかかわらず、次の情報に関しては、当社は本書に定める義務を負わないものとします。

(1)貴センターより開示を受けた時点で、既に公知であった情報

(2)貴センターより開示を受けた後に、当社の責によらず公知となった情報

(3)正当な権限を有する第三者から、当社が貴センターに対する秘密保持を負うことなく入手した情報

（本件情報の使用目的）

第３条 当社は、本件情報を本入札の目的のみに使用するものとし、他の目的には、一切使用いたしません。

（本件情報の開示対象）

第４条 当社は、本入札以外の目的で、貴センターより提供された本件情報を第三者に漏洩しないことはもちろん、第三者の利益のためにこれらを利用しません。また、自己の関係者が自己または第三者の利益のために本件情報を利用しないよう万全の措置を講じます。

２　前項にかかわらず、次に掲げる場合には、当社は本件情報を開示できるものとします。

ただし、当社はこれらの者に対して、本書に定めるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

(1)法令にもとづき開示義務を負い、または官公庁・裁判所・捜査当局等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合。

(2)弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・不動産鑑定士その他の専門家に対して、相談をする必要がある場合。

（本件情報の返還・破棄）

第５条　当社は、貴センターからの請求があった時は、貴センターの指示に従い、直ちに本件情報を返還・破棄します。また、貴センターの指示に従わなかった場合において、当社は、大阪府立病院機構からの指名停止も含め、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

（損害賠償）

第６条　当社が本書各条項の規定に違反し、その他の第三者との間で紛争が発生したときは、当社が自己の責任及び費用をもってこれを解決し、また貴センターに損害が発生したときは、当社がその一切を負担します。

（存続期間）

第７条　本書に基づき当社が負う義務は、本入札終了後も存続するものとします。

　　（協議）

第８条　本書に定めのない事項、または本書に関し疑義が生じた事項については、貴センターと誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

　　（準処法）

第９条　本書は、日本法を準処法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本書に関して生じた紛争については大阪地方裁判所を第一審の所管裁判所とします。

以上